

明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（素案）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 工場立地に関する準則等（第3条—第5条）

第3章 周辺地域における生活環境等の向上に資する取組等（第6条—第9条）

第4章 雑則（第10条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるとともに、市、特定工場及び地域住民が特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組を行うことにより、本市の地域産業の活性化、地域における生活環境等との調和及びパートナーシップのまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

第2章 工場立地に関する準則等

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び工業専用地域（次項に掲げる区域を除く。以下「甲区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域のうち、二見町南二見の区域（以下「乙区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が甲区域、乙区域又はこれらの区域以外の区域（以下この条において「その他区域」という。）のうち、2以上の区域にわたる場合における前条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、甲区域又は乙区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、その他区域の敷地割合が最も高いときは同条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

(特定工場の敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が明石市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

第3章 周辺地域における生活環境等の向上に資する取組等

(周辺地域における生活環境等の向上に資する取組等)

第6条 法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により届出を行おうとする者が、当該届出に係る特定工場に緑地を整備しようとする場合（当該整備後の緑地の面積に係る緑地面積率が第3条の規定により法準則に定める割合を下回る場合に限る。）、明石市版ネット・ポジティブ・インパクト（第3条の規定による緑化面積率の緩和に伴う緑地の減少後における周辺地域の経済、環境及び社会の全体が、緑地の減少前と比してより良いものとなることをいう。以下同じ。）として、市、当該特定工場を設置する者（以下「対象事業者」という。）及び地域住民のパートナーシップの下、当該特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組であって、次条第7項に規定する評価及び助言を受けて行う取組（以下「緑化等の取組」という。）が行われなければならない。

2 対象事業者は、緑化等の取組として、良質な緑地の形成、二酸化炭素排出量の削減、地域貢献活動その他の取組を実施するものとする。ただし、これにより難しい場合にあつては、市が行う緑化の推進のための寄附を行うことをもって代えることができる。

3 市長は、緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定するものとする。

4 地域住民は、緑化等の取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

5 対象事業者は、緑化等の取組又は第2項ただし書の規定による寄附を行う前に、市長に協議を行うものとする。

6 市長は、対象事業者及び地域住民に対し、緑化等の取組に関し積極的な情報の

提供及び助言を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

(明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議の設置)

第7条 対象事業者が計画する緑化等の取組の内容が当該特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資するかどうかについて専門的な立場から総合的に評価し、及び助言するため、明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を置く。

2 アドバイザー会議は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 経済団体を代表する者

(3) 環境団体を代表する者

(4) 次条第2項に規定する地域組織を代表する者

(5) その他市長が特に必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任されることができる。

6 アドバイザー会議は、対象事業者が計画する緑化等の取組を評価し、市長に意見を述べることができる。

7 市長は、前項の意見を受けたときは、その内容を尊重して緑化等の取組の評価を行い、速やかにその結果を対象事業者に通知するとともに、必要に応じて、当該緑化等の取組に係る助言を行う。

(協定の締結等)

第8条 明石市版ネット・ポジティブ・インパクトの達成のため、市、対象事業者及び地域組織は、緑化等の取組及び第6条第2項ただし書に規定する寄附を内容とする協定を締結するものとする。

2 前項の「地域組織」とは、前項の協定に係る特定工場が立地する小学校区に設立された協働のまちづくり推進組織（明石市自治基本条例（平成22年条例第3号）第17条第1項に規定する協働のまちづくり推進組織をいう。）及びこれに準ずる組織として市長が別に定める組織をいう。

(情報の提供及び表彰)

第9条 市長は、対象事業者が前条の協定に基づき行う緑化等の取組について、市民へ情報提供するとともに、当該緑化等の取組が地域における経済、環境及び社会の全体に著しく良好な影響を与えたと認めるときは、その功績を表彰すること

ができる。

第4章 雑則

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(条例の見直し)

2 市長は、この条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(経過措置)

3 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときの第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積は、法準則備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定の例により算定する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

甲区域	法準則備考第1項第2号	0. 2	0. 1
	法準則備考第1項第3号	0. 2 5	0. 1 5
	法準則備考第3項	0. 2	0. 1
		0. 2 5	0. 1 5
乙区域	法準則備考第1項第2号	0. 2	0. 0 5
	法準則備考第1項第3号	0. 2 5	0. 1
	法準則備考第3項	0. 2	0. 0 5
		0. 2 5	0. 1

(提案理由)

本案は、工場立地法に基づき、特定工場の緑地面積等の敷地面積に対する割合に関する本市独自の基準を定めるとともに、特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組を推進するため、新たに条例を制定しようとするものである。